

山梨県公報

第千八百一号

平成十九年

十月二十二日

月 曜 日

目次

告示

- 家畜伝染病の発生……………七七七
- 腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定……………七七七
- 道路の区域変更……………七七七
- 道路の供用開始(二件)……………七七八

告示

山梨県告示第三百七十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成十九年十月二十二日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	一	甲府市下向山町	平成十九年十月九日
腐蛆病	みつばち	患畜	一	甲府市下向山町	平成十九年十月十日

山梨県告示第三百七十六号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十九年十月二十二日

一 指定区域

甲府市下向山町、下曾根町、上向山町、右左口町、中畑町(居村、諏訪の腰、村上、前田、向井、欠下、諏訪の前、中原、松林、沢越、滝戸原、中町及び稲堰の区域に限る。)、心経寺町(居村、五味、横畑、南田、西田、別所及び沢の神の区域に限る。)、及び上曾根町(下瀬古、西沼、石原田、朝日、天神山、山玉、宮下及び一丁田の区域に限る。)、並びに中央市木原(弥治郎、山の神、茅林、西原、東原、船井、坂下、上三口、無祖師堂、水上、中木原、駒平、北沼、高内、上の原、後林、代中、天神、中尾、関沢、後田、神の上、絵下林、関原入、向井、吉添及び丸山の区域に限る。)、高部(宇山平、東林、上河原、伊勢塚、地藏田、東河原、明治、五嶋及び前山の区域に限る。)、関原(弥二郎、原、中原、柿戸原、浜井場、船井、西條、付山、神田、笹林、山口及びぬくえの区域に限る。)、及び大鳥居(宇山平、上浅利、釜池、浜井戸及び東原の区域に限る。)、並びに笛吹市境川町寺尾(間門、前田、別当、宮前、日向林、権上、中寺尾、前付及び上原の区域に限る。)(の区域)

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成十九年十月十日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を拡げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第三百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大城小田船原線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		の別		

南巨摩郡身延町大字小田船原字三段池二四四五番の一地先から南巨摩郡身延町大字小田船原字三段池二四一五番地先まで		新	旧
八・〇〇	八・〇〇	二八・四	二二・〇
		一九九・三	一九九・三

山梨県告示第三百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	笛吹市大字芦川町中芦川字里道一六二〇番の一地先から 笛吹市大字芦川町中芦川字東原八六八番の一地先まで		三九・〇	平成十九年十月二十五日

山梨県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十九年十一月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町大字大石字湖中二五八五番の一八地先から		一三七・〇	平成十九年十月二十二日

南都留郡富士河口湖町大字大石字湖中二五八五番の六九地先まで